

身体拘束最小化に関する表明・基本方針

当院は、患者さんの威厳ある生活と主体性を最大限に尊重します。

身体拘束は、たとえ医療上の必要性があったとしても、患者さんの身体的・精神的苦痛（身体機能の低下、せん妄の悪化、人権の侵害等）を招くものであり、原則として禁止します。私たちは、以下のとおり「身体拘束最小化」に取り組みます。

1. 身体拘束の原則禁止

患者さんまたは他の患者さんの生命・身体を保護するための「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束（抑制帯の使用、薬剤による行動制限、不必要な柵の設置等）は行いません。

2. 代替ケアの探求

拘束を回避するため、多職種連携（医師、看護師、介護職、薬剤師、リハビリ職等）により、患者さんの行動の背景や原因を分析し、個別性に応じた代替ケアを検討・実践します。

3. 「やむを得ない場合」の厳格な制限

万が一、身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要求をすべて満たしているかを厳格に判断し、最小限の手段および時間に限定します。
また、実施の際は適切に記録を行い、継続的な評価・見直しを行うとともに、ご本人・ご家族へ十分な説明を行い同意をいただきます。

4. 早期解除への取り組み

身体拘束を開始した場合は、毎日多職種でカンファレンスを行い、速やかな解除を目指して評価・見直しを継続します。

5. 組織的な取り組み

当院では身体拘束最小化委員会を設置し、定期的な事例検討および評価を行うとともに、職員への教育・研修を継続的に実施し、医療・看護の質の向上に努めます。
当院は、身体拘束に頼らない「安心・安全で、やさしい医療・看護」の実現に向けて、組織一丸となって取り組んでまいります。

令和8年4月1日

済生会川俣病院

院長 渡辺 浩志